

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（地方消費税）</u>	
要望項目名	地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消費税法第8条に基づき、輸出物品販売場（以下消費税免税店）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除される。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げ。</li> <li>○ 旅行者情報・購買情報等を店舗において電子的に収集・活用する仕組みの構築に向けた検討と連動して、将来的な免税手続きの電子情報化に向けて検討する。</li> <li>○ その他、以下の事項について所要の措置を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入者誓約書の電磁的記録による保管を認める。</li> <li>・ 海外等へ直送する商品の免税購入手続きについては、国外に持ち出されることが明らかであることを踏まえ、外国人旅行者の利便性向上・購入促進等の観点から、その簡素化を図る。</li> <li>・ 手続委託型免税店制度の活用を促す観点から、商店街振興組合法・大規模小売店舗立地法等の趣旨を踏まえつつ、所要の措置を講じる。</li> </ul> </li> </ul>	
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税法第8条</li> <li>消費税法施行令第18条</li> <li>消費税法施行規則第6条～10条</li> </ul>	
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] — ( — )</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成26年10月の免税対象品目拡大、平成27年4月の免税手続カウンター制度導入により全国に消費税免税店が拡大するなか、政府は、地方における更なる消費税免税店拡大を標榜。制度の拡充に伴って、新たに現場で生じている諸課題を手当てすることにより、地方における消費税免税店の拡大・旅行消費額の拡大を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性 消費税免税店の拡大・制度の拡充に伴って、新たに現場では下記の課題が生じており、迅速に対応することが求められる。 (課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方における民芸品・伝統工芸品等の販売は、単価が2,000円から3,000円程度の少額であり、店舗毎の最低購入金額10,001円に満たないことが多い。</li> <li>② 免税手続が多い場合に購入記録票が嵩張り、パスポートからはみ出ていることがある。また、税関での回収に時間がかかる場合がある。</li> <li>③ 免税手続の処理数が多い店舗において、購入者誓約書の紙ベースでの保管が困難。 等</li> </ul>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「日本再興戦略」改定 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）          第二 3つのアクションプラン          二. 戦略市場創造プランテーマ          4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会</p> <p>（3）これからの観光立国は、今まで以上に、「稼ぐこと」、「地方創生」を念頭に推進していくこととし、「2,000 万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額 4 兆円を目指す」、「2,000 万人が訪れる年に、日本全国で 40 万人の新たな雇用を生み出す」、「地方の免税店数を約 6,600 店（2015 年 4 月）から、2017 年に 12,000 店規模、2020 年に 20,000 店規模へと増加させる」ことを目標にする。</p> <p>○「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」（平成 27 年 6 月 15 日観光立国推進閣僚会議決定）          2. 観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み、観光産業の強化</p> <p>（1）訪日外国人による観光消費拡大・地域活性化」プログラム          ・商店街・物産センター等での免税手続きカウンターの活用を促し、約 6,600 店（2015 年 4 月）の地方の免税店数を、2017 年に 12,000 店規模、2020 年に 20,000 店規模へと増加させる。【新規】</p>
	政策の達成目標	<p>○ 地方※における地方における免税店数          2013 年：1,320 店舗          2014 年：1,607 店舗          2015 年：6,654 店舗</p> <p>訪日外国人旅行者数          2012 年：836 万人          2013 年：1,036 万人          2014 年：1,341 万人</p> <p>訪日外国人旅行消費額          2012 年：1.3 兆円          2013 年：1.7 兆円          2014 年：2.0 兆円免税店数          （日本再興戦略、アクション・プログラム）          2014 年：6,554 店 → 2020 年：20,000 店規模          ※地方…東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫を除く 39 都道府県</p> <p>○ 訪日外国人旅行者数          （日本再興戦略）          2014 年：1,341 万人→2020 年：2,000 万人 2030 年：3,000 万人          （アクション・プログラム）          2014 年：1,341 万人→2020 年：2,000 万人</p> <p>○ 訪日外国人旅行消費額          （日本再興戦略、アクション・プログラム）          2014 年：2 兆 278 億円→2000 万人が訪れた年に 4 兆円</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
同上の期間中の達成目標	—	

	政策目標の達成状況	<p>地方における免税店数 2013年：1,320店舗 2014年：1,607店舗 2015年：6,654店舗</p> <p>訪日外国人旅行者数 2012年：836万人 2013年：1,036万人 2014年：1,341万人</p> <p>訪日外国人旅行消費額 2012年：1.3兆円 2013年：1.7兆円 2014年：2.0兆円</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>○ 消費税免税制度の最低購入金額引下 金額の引き下げにより、地方における少額な民芸品や伝統工芸品等の販売促進が期待され、訪日外国人旅行消費の拡大に繋がる。</p> <p>○ 消費税免税手続の電子化 手続の電子化により、外国人旅行者の利便性向上、店舗の負担軽減を図る。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(参考)平成28年度予算 訪日2,000万人時代に向けたインバウンド政策の推進(観光庁要求) 11,503百万円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記予算措置により、訪日旅行促進のための海外プロモーションや国内の受入環境整備を実施することで、訪日意欲を喚起し、国内での滞在を円滑にし、外国人旅行者の増加を図る。 また、海外プロモーションにおいて、免税対象品目の拡大などショッピングに関する日本の魅力を発信することで、訪日の促進、さらには日本国内での旅行消費の拡大を誘導する。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>最低購入金額の引き下げや、免税手続カウンター設置の要件緩和によって、地方における消費税免税店拡大が見込まれ、外国人旅行者の地方における旅行消費額拡大により、地方を含めた日本経済全体が活性化することが必要最小限の措置により期待され、政策手段としての確である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 26 年度税制改正  「外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大及び手続の簡素化」を要望し、以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免税対象品目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、以下の条件のもと。全ての品目を免税対象品目とする。</li> </ul> </li> <li>○ 免税手続きの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入記録等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>平成 27 年度税制改正  「地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（商店街等）」を要望し、以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）</li> </ul>